

郡山市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱

令和元年 7 月 9 日制定

令和元年12月11日一部改正

令和 6 年 5 月 24 日一部改正

令和 7 年 1 月 1 日一部改正

[建設構想部住宅政策課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条に規定する報告及び立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の報告)

第 2 条 法第24条第 1 項の登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「登録事業者等」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅事業（法第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業をいう。以下同じ。）を開始するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業開始報告書（第 1 号様式）により、当該サービス付き高齢者向け住宅事業の開始の 1 週間前までに、市長に報告するものとする。

(事故発生の報告)

第 3 条 登録事業者等は、サービス付き高齢者向け住宅（法第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）において重大な事故が発生したときは、直ちにサービス付き高齢者向け住宅事業事故報告書（第 2 号様式）により市長に報告するとともに、再発防止の対応方針を立てるものとする。ただし、登録事業者等がサービス付き高齢者向け住宅事業事故報告書（第 2 号様式）に準じた様式で事故報告を行う場合にあっては、必要な項目を備えていればサービス付き高齢者向け住宅事業事故報告書（第 2 号様式）に替えることができる。

2 前項に規定する重大な事故とは次に掲げるものをいう。

- (1) 転倒、転落、誤嚥、異食、誤薬、交通事故等（以下「事故」という。）が発生し、死亡に至った場合。
- (2) 事故が発生し、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- (3) 火災の発生により死傷した場合
- (4) 地震、津波、台風等の天災により死傷した場合
- (5) 入居者の長時間の所在不明（概ね24時間を経過しても発見できない場合等）
- (6) 入居者の財産侵害（職員による窃盗）
- (7) 入居者間又は職員の暴行等による入居者の死傷及び死傷に至らない虐待
- (8) 感染症又は食中毒（社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年 2 月 22 日厚生労働省健康局長等通知）に基づき報告が必要な場合）
- (9) その他前各号に準ずる重要な事項が発生した場合

3 第 1 項に規定する事故報告における必要な項目とは次に掲げるものをいう。

- (1) 事故状況（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の概要（法人名、施設名、所在地等）
- (3) 対象者（氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、要介護度及び認知症高齢者日常

生活自立度)

(4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時の状況、事故内容の詳細）

(5) 事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容、処置等の概要）

(6) 事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関等）

(7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析の具体的内容）

(8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

(9) その他登録事業者等が報告が必要と認める特別な事情等

4 第1項に規定する報告は原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

5 市長は、第1項の規定により報告を受けた場合は、国土交通省及び厚生労働省へ情報提供を行うものとする。

（定期報告）

第4条 市長は、毎年7月1日現在におけるサービス付き高齢者向け住宅の業務の状況等について、登録事業者等（その年の7月1日において、サービス付き高齢者向け住宅への入居を開始しているものに限る。）に対し、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告通知書（第3号様式）により、報告を求めるものとする。

2 登録事業者等は、前項の規定による報告の求めがあったときは、指定する期限までにサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。

（立入検査の実施方法）

第5条 立入検査は、法第5条第2項に規定する登録の有効期間内において1回以上実施するものとする。ただし、前条第2項の規定による報告の内容に疑義があるときその他緊急に立入検査を実施する必要があるときは、その都度、必要に応じて立入検査を実施するものとする。

2 立入検査の実施に当たっては、あらかじめサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査通知書（第5号様式）により登録事業者等に通知するものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要があるときは、当該立入検査を実施する際、サービス付き高齢者向け住宅事業緊急立入検査提示書（第6号様式）を登録事業者等に提示することにより行うものとする。

3 立入検査の実施に当たっては、郡山市有料老人ホーム立入検査実施要領（平成25年9月11日制定）第2条第2項に規定する実施方針及び実施計画を参考とし、実施計画を作成するものとする。

（立入検査項目）

第6条 立入検査は、サービス付き高齢者向け住宅立入検査確認書（第7号様式）により行うほか、必要に応じて別に確認項目を定めて実施するものとする。

（立入検査の留意事項）

第7条 立入検査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業の業務を妨げないように努めること。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の関係者に対し、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、理解及び協力が得られるよう努めること。

（立入検査の結果通知）

第8条 市長は、立入検査の結果について、サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（第8号様式）により登録事業者等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。